

中央源泉揚湯設備工事

令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）

令和6年度 ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業費補助金

公募内容説明書

1. 工事名

中央源泉揚湯設備工事

2. 目的及び事業概要

本工事は、地球温暖化ガス排出抑制及び再生可能エネルギーの利活用を目的とし、バイナリー発電を行うため、弟子屈町が所有する中央源泉（温泉井）より温泉の揚湯及びバイナリー発電設備への温泉供給、バイナリー発電後の温泉を別途工事により整備する中央配湯所へ供給を行うために必要となる工事を行うものである。

なお、本工事は北海道の「ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業費補助金」の活用を予定する。

3. 工事概要

別紙「中央源泉発電設備工事 仕様書」のとおり。

4. 工事実施における条件等

本工事は別途施工される「中央源泉揚湯設備工事」、「中央配湯所配湯設備新設工事」、「中央配湯所配湯管新設工事」及び今後発注が予定される地域観光交流拠点整備に関する工事と同一の敷地内で施工され、それぞれの工事に関連性があることから、受注者は弟子屈町水道課・まちづくり政策課・建設課及び別途施工される工事関係者と綿密に協議・調整を行うこと。

5. 契約に関する事項

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年弟子屈町条例第3号）に該当するため、弟子屈町議会による契約を締結することの議決を得た後に契約を締結する。

6. 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年1月22日（水）

7. 契約上限額

中央源泉揚湯設備工事 96,690,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額を超えた者は失格とする。

※ 金額は公募のために設定した金額であり、契約金額ではない。

8. 事業者の公募及び選定

公募により指名競争入札参加者を募集し、応募したものの中から参加者を選考して行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施する。

参加を希望する事業者は、公募型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を「15. 担当部署」へ提出期限までに提出すること。

公募型指名競争入札は申請書を受理された者のうち「3. 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格」の要件に該当する者の中から、建設工事等請負業者指名選考委員会により公募型指名競争入札参加者を選考し、別途入札に付する事項等を通知する。

9. 公募内容説明書等の配布期間

（1）配布期間 令和6年6月14日（金）～令和6年6月24日（月）

- (2) 配布方法 弟子屈町公式ウェブサイトからダウンロード、又は、「15. 担当部署」記載部署で直接配布。なお、直接配布は、開庁日の午前9時から午後5時まで。

10. 応募資格

公募型指名競争入札に参加する者は、次に掲げる条件を満たすものであること。

- (1) 発注する工事を実施するに必要となる建設業法の許可を受けていること。
- (2) 弟子屈町工事等請負業者選定及び指名基準に関する要綱（昭和 54 年弟子屈町訓令第 9 号）の規定に基づき格付名簿に登載された請負業者中、発注工事と同種の工事種別に登録されている者。
- (3) (1) の建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- (4) 温泉熱利用に関する工事の経験を有し、同時に施工が予定される「中央源泉発電設備工事」、「中央配湯所配湯設備新設工事」、「中央配湯所配湯管新設工事」、今後発注が予定される地域観光交流拠点整備に関連する工事との関連性を十分に理解していること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 弟子屈町指名競争入札参加有資格者指名停止基準その他法令の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、町が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、弟子屈町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者に該当しないこと。

11. スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和 6 年 6 月 14 日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和 6 年 6 月 19 日（水）午後 5 時 |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 5 時 |
| (4) 入札参加者指名通知 | 令和 6 年 6 月 28 日（金） |
| (5) 入札 | 令和 6 年 7 月 10 日（水） |

12. 公募内容説明書等の配布期間

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 配布期間 | 令和 6 年 6 月 14 日（金）～令和 6 年 6 月 24 日（月） |
| (2) 配布場所 | 「15. 担当部署」のとおり |

13. 提出書類等

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | 公募型指名競争入札参加申請書
(別記様式第 1 号、以下「申請書」という。) |
| (2) 添付書類 | ・類似工事施工実績調書（別記様式第 2 号）
・工事施工実績を証明する書面（別記様式第 3 号等）
・配置予定技術者調書（別記様式第 4 号）
・提案書（別記提案書様式または同様の内容を記載した任意様式） |

- (3) 提出期限 令和6年6月24日(月)午後5時
- (4) 書類の提出方法 郵送または持参
- (5) 提出先 「15. 担当部署」のとおり

14. 手続き及び事業内容に関する質問

- (1) 質問の内容 申請書及び添付書類の作成、提出に必要な事項及び工事施工に係る条件に限るものとし、公募型指名競争入札参加者の選考に係る質問は受け付けない。
- (2) 質問書 任意様式
- (3) 質問書の提出先 「15. 担当部署」に同じ
- (4) 質問書の提出方法 電子ファイルにて作成し、電子メールで提出すること。ただし、必ず事前に電話連絡すること。
- (5) 質問書の提出期限 令和6年6月19日(水)午後5時まで
- (6) 質問に関する回答方法 質問を町が受理した日から2日以内(期限までの閉庁日は除く)にメールで回答する。
また、弟子屈町公式ウェブサイトにて公表する。ただし、質問者の氏名等は公表しない。

15. 担当部署

弟子屈町水道課管理係
〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
TEL : 015-482-2942 (課直通)
FAX : 015-482-2696 (代表)
E-mail : suido@town.teshikaga.hokkaido.jp

16. 失格事由(選定対象除外事由)

本公募型指名競争入札申請者は、契約の締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①「3. 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格」の応募資格各号の資格要件を満たさなくなったとき。
- ②申請書及び添付書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ③他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ④必要な書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- ⑤本公募型指名競争入札関係者と不正な接触等を行ったとき。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、公募内容説明書で指定した事項に違反したとき。

17. 契約の締結

- (1) 公募型指名競争入札で有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 本入札の落札者を決定し契約を締結したときは、弟子屈町公式ウェブサイトへの掲載により公表する。
- (3) 「4. 契約の前提条件」を町が満たすことができず契約を締結できない場合、受託候補者に生ずる一切の損害の賠償はできないものとする。

18. その他

書類提出にあたっての留意事項

- ①提出書類の作成及び提出に係る費用など、公募型指名競争入札の参加申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。
- ②書類等の追加、修正は原則として行わない。
- ③提出された書類の返却は行わない。